

# 学生剣道の健全な発展に向けて

～全日本学生剣道連盟・規律委員会より～

## 1.不祥事の未然防止

2026/02/28

- ①倫理ガイドライン（不祥事未然防止ガイドライン）
- ②注意喚起チラシ（学生剣道不祥事0に向けて）

## 2.不祥事発生時の対応

- ①対応マニュアル（不祥事発生時の対応内規）
- ②対応チャート図（不祥事発生時の対応チャート図）

# 1.不祥事の未然防止

# ①倫理ガイドライン(不祥事未然防止倫理ガイドライン)

## 1. はじめに - 不祥事根絶に向けた連盟の断固たる決意

このガイドラインは、全日本学生剣道連盟（以下、本連盟）に加盟する全大学の指導者、学生並びに本連盟及び地域連盟におけるすべての役員に対し、不祥事の未然防止の重要性を改めて周知し、そのための具体的な指針を示すことを目的とします。近年、スポーツ指導における暴力根絶が一層強く求められると同時に、特殊詐欺やSNS利用における問題、違法薬物事件など、大学生が関与する深刻な社会問題も後を絶ちません。このような状況を踏まえ、本連盟は、学生剣道界から一切の不祥事を根絶することを目指します。

本連盟は、加盟する大学の構成員一人ひとりに対し、剣道家として、また社会の一員として、常に規律ある行動と高い倫理観を求めます。本ガイドラインは、そのための共通理解を深め、万が一不祥事が発生した際の公正かつ迅速な対応を確実にするためのものです。

まずは、我々が根絶すべき「不祥事」とは何か、その定義を共有することが重要で、認識の共有こそが、不祥事防止の第一歩です。

## 2. 本連盟が定義する「不祥事」の具体例

一人ひとりが「何が不祥事にあたるのか」を正確に理解することは、不祥事を未然に防ぐための極めて重要な行動です。認識の欠如は、意図せぬ違反行為につながる危険性をはらんでいます。ここでは、本連盟が「不祥事」と見なす行為を具体的に示して共通理解を促します。なお、以下に挙げる行為は、剣道家として、そして社会の一員として決して許されるものではありません。

### ①暴力・暴言行為

適正な稽古の範疇を逸脱した、肉体的・精神的に痛めつける言動。

(例) ・殴る、蹴る等の直接的な暴力

- ・集団での攻撃
- ・合理性を欠く稽古の強要
- ・人格を否定する発言、差別的言動、威圧的かつ継続的な叱責など、相手の尊厳を著しく損なう発言

### ②ハラスメント・人権侵害行為

相手への配慮を欠き、その尊厳を傷つけ、不快にさせる一切の言動。

(例) ・**パワーハラスメント**: 上下関係等に基づいた理不尽な命令や指示、いじめ、精神的暴力行為

- ・**セクシャルハラスメント**: 相手の意に反する性的な言動、身体への接触
- ・**アカデミックハラスメント**: 教育・研究の場における優位性を利用した嫌がらせ
- ・**アルコールハラスメント**: 飲酒の強要
- ・**SNSハラスメント**: SNSによる誹謗中傷、名誉棄損、侮辱行為
- ・**20歳未満の飲酒・喫煙**: 行為の強要
- ・その他、著しく人権を損なう行為

### ③法令違反・反社会的行為

法律・法令に背き、社会の規範から逸脱する一切の行為。

(例) ・ **20歳未満の飲酒・喫煙:** 本人の行為

- ・ **違法薬物:** 麻薬、違法ドラッグ等の所持、使用、販売
- ・ **特殊詐欺等への関与:** 犯罪行為への直接的・間接的な加担
- ・ **窃盗、万引き、横領、恐喝、賭博、詐欺、ストーカー行為等の犯罪行為**
- ・ **交通犯罪:** 飲酒運転、危険運転、あおり運転
- ・ **ドーピング行為:** 禁止薬物の使用及びその強要・教唆
- ・ **反社会的組織との関係:** 自らが反社会的組織の一員となること、また、当該構成員との日常的な交流
- ・ **その他、闇バイト等の法令に反する一切の行為**

### ④公序良俗・社会規範違反する行為

社会の秩序や倫理に反する行為、法律に限らず、慣習・礼儀・モラルから逸脱する行為。

(例) ・ **20歳未満の飲酒・喫煙:** 行為の黙認

- ・ **SNS利用上の違反:** 画像・動画の無断掲載、不特定多数の者への拡散
- ・ **妨害行為:** 団体、組織の健全な活動を妨害する行為
- ・ **自由・人権を制限する行為:** 人の自由を不当に拘束する行為
- ・ **不祥事の隠蔽等:** 事実の隠蔽・黙認（特に上位的立場の者の場合）、報告の遅延・懈怠

### 3. 不祥事発生時の報告義務と対応手順

不祥事発生時に迅速かつ公正な対応を行うための手続きを確立することは、組織の自浄作用と透明性を担保する上で不可欠です。万が一、不祥事が発生した場合は、以下の手順を厳格に遵守してください。

#### ① 即時報告の義務

不祥事が発生した場合、当該剣道部は「ただちに」大学当局および所属する地域学生剣道連盟へ「事案の発生事実を報告する義務」を負います。第三者から地域連盟に情報が寄せられた場合、地域連盟は当該剣道部に対して速やかに報告を求めます。

#### ② 大学の調査への協力

当該剣道部は、大学当局が行う調査に全面的に協力し、その対応および処分に従うことを基本とします。

#### ③ 地域連盟への書面報告

大学の対応・処分が決定した後、当該剣道部は所属する地域連盟に対し、速やかに書面で事実の詳細・発生原因を報告しなければなりません。その際、報告書には「再発防止策」を必ず付記する必要があります。

#### ④ 地域連盟および本連盟による判断

報告を受けた地域連盟は理事会で処分を決定します。本連盟は、その報告を受け、決定内容の妥当性を判断し、疑義がある場合には地域連盟に対して再考を要請することがあります。

#### ⑤ 重大・緊急事案の例外措置

刑事事件に該当するような重大かつ緊急性のある事案が発生した場合は、上記手続きの例外として、本連盟に特別委員会を設置し、地域連盟と緊密な連携を図り対処します。

**報告を怠った場合や隠蔽行為が発覚した場合、本来の不祥事そのものよりも、さらに重い処分が科される可能性があることを肝に銘じてください。**

## 4. 違反行為に対する厳格な処分方針

規律を維持し、剣道の精神を守るため、違反行為に対しては厳格な処分をもって臨みます。処分の目的は、単なる罰則ではなく、組織全体の健全性を回復・維持し、不祥事の再発を徹底して防止することにあります。本連盟が下す処分は、「警告」「権利の停止」「除名」を基本とします。

処分の判断においては、特に以下の原則を重視します。

### ・組織的・体質的問題の重視

不祥事の原因が個人の問題に留まらず、「当該剣道部の体質的、組織的なものに起因する」と判断された場合、行為者個人だけでなく、大学剣道部に対して権利の停止等の重い処分が科されます。これは、「日常行動において自浄作用の欠如が見られないか」、「過去に同様の事象が複数回発生していないか」といった点を厳しく検証し、問題の根源が個人の逸脱に留まらないと判断するためです。

### ・指示者・上位者への重い責任

行為者・実行者よりも、組織的に優位な立場を利用して行為を指示・命令・黙認した者には、極めて重い責任が問われます。

### ・隠蔽行為への厳罰

管理者・監督者による組織的な隠蔽が認められた場合、当該管理者・監督者および当該者が関係する団体に対し、本連盟の大会・事業への参加を一切認めない厳しい措置が取られます。

### ・卒業生への影響

「権利の停止」以上の処分を受けた大学において、部長、師範、監督、コーチ等として直接指導に従事する者は、当該処分期間中、本連盟及び地域連盟が主催する事業への参加並びに大会役員又は審判等を原則として辞退することが基本となります。

これらの処分、特に「権利の停止」は、部活動の停止や大会への出場資格の喪失といった具体的な結果につながる極めて重い措置です。全部員が自らの行動一つひとつに重大な責任を持つことを強く求めます。

## 5. 結び - 全日本学生剣道連盟員としての誇りと責任

本連盟は、学生剣道の健全な発展に全責任を負うものです。その未来は、部員一人ひとりの行動にかかっています。個人の軽率な行動が、仲間や卒業生が築き上げてきた剣道部全体の、ひいては学生剣道界全体の信頼を一瞬にして失墜させる可能性があるということを常に自覚してください。

全学生に対し、本ガイドラインの内容を熟読し、必ず自身の所属する剣道部内で共有・議論することを強く要請します。不祥事の芽を摘み、健全で誇りある活動を継続していくために、組織全体で意識を高めることが不可欠です。

**あなたの剣道部は、不祥事ゼロですか？ 指導者・部員全員で確認して下さい。**

②注意喚起チラシ

# 学生剣道不祥事 **0**ゼロに向けて

◎不祥事事例は以下の通りです。



## 暴力・暴言

適性な稽古の範疇を逸脱した、肉体的・精神的に痛めつける言動

例：殴る、蹴る、集団で攻撃、人格否定発言、差別的言動、相手の尊厳を損なう発言など

意味もなく1人だけいつも掛かり稽古をさせられる…



## ハラスメント

相手への配慮に欠け、相手を不快にさせる行為

例：上下関係に基づく理不尽な命令、SNSによる誹謗中傷、名誉棄損など

嫌がっているのに、異性の部員が身体を触ってくる、飲酒の強要…



## 法令・社会規範違反

法律・法令に背き、社会から逸脱するような行為

例：20歳未満の飲酒・喫煙、薬物・ドーピング・特殊詐欺・闇バイトへの関与など

20歳未満の飲酒・喫煙、窃盗、恐喝、ストーカー行為…

◎不祥事が発生すると、大会出場停止等の処分が下される場合があります。

—あなたの剣道部は、不祥事ゼロですか？  
指導者・部員全員で確認して下さい—

不祥事未然防止への対応

- ✔1、不祥事事例について指導者・学生への周知・啓発活動
- ✔2、各大学内での不祥事の点検

全日本学生剣道連盟 令和8年2月28日制定  
【不祥事未然防止ガイドラインチャート図】

## 2.不祥事発生時の対応

# ①対応マニュアル（不祥事発生時の対応内規）

## ●趣旨

「スポーツ指導における暴力の根絶」については、全日本学生剣道連盟（以降、本連盟）はもとより、文部科学大臣、各スポーツ団体長から通達、指導が行われる等、取り組みの一層の強化が叫ばれている。また、昨今、大学運動部学生による特殊詐欺、違法薬物事件を始めとした違法行為等への関与という社会問題を引き起こす状況ともなっている。

一方、本連盟においては、そのような不祥事が発生した場合の対応手続きについて、指標となる目安が定められていない。したがって、今般、本連盟の手続き（内規）に基づき、適切、迅速かつ公正、公平な対応を行うために一定の目安を作成して確認する。

## ●不祥事発生時の手続き（内規）

1. 不祥事が発生した場合、当該剣道部はただちに、大学当局及び地域連盟に報告する。  
また、地域連盟が第三者より不祥事に関する情報を得た場合、当該地域連盟はすみやかに当該剣道部に対して報告を求める。
2. 当該剣道部は大学の調査に協力し、大学の対応に従うことを基本とする。
3. 当該剣道部は大学の対応・処分について地域連盟に書面で報告する。
4. 当該報告書には当該剣道部としての対応（再発防止策等）を付記する。

地域連盟は理事会を開催し報告内容について判断し、処分等を決定、実行する。

なお、報告書の内容が不十分、あるいは大学当局の対応・処分及び当該剣道部の対応に疑義がある場合は、調査のための特別委員会を設ける。

地域連盟は同委員会の調査結果を精査し、当該剣道部に警告・権利の停止・除名の処分を行うことができる。その際には不祥事の原因が当該剣道部の体質的、組織的なものに起因するものか、否かを基準に置くことを、原則とする。

5. 地域連盟は当該内容について本連盟会長にすみやかに報告する。  
なお、本連盟窓口は総務委員会とする。
6. 本連盟は理事会において当該報告内容について、妥当性を判断する。地域連盟の決定に疑義がある場合、当該地域連盟に対し再考を要請することができる。また、場合によっては本連盟が直接、措置を講じることを妨げない。
7. 刑事的事案に該当するような重大且つ緊急性のある事案が発生した場合は、上記手続きの例外として、本連盟に特別委員会（※）を設置し、地域連盟と緊密な連携を図り対処するものとする。
8. 不祥事を原因として、地域連盟あるいは本連盟から「権利の停止」以上の処分を受けた場合、処分が解除されるまでの間、当該大学の卒業生においては、以下の取扱いとする。
  - (1) 直接指導にあたっている部長、師範、監督、コーチの他、部活動運営に大きく関わっている場合は、地域連盟あるいは本連盟主催の事業への参加、大会役員・審判を辞退することを基本とする。
  - (2) 上記以外の卒業生は、当該大学の判断に基づき対処する。
  - (3) 公表は地域連盟が必要に応じて行う。本連盟は特に重大な事案につき理事会の承認を得て公表する。

#### ●想定される不祥事の例

1. 暴力・暴言行為
2. パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、アルコールハラスメント、SNSハラ  
メント、20歳未満の飲酒・喫煙（本人行為及びそれを強要・黙認する行為）、その他著しく人権を損なう行為等
3. 違法薬物所持、使用及び販売等、特殊詐欺への関与、窃盗・万引き・横領その他の犯罪行為、飲酒・危険・あおり  
運転などの交通犯罪、ドーピング行為、不祥事の隠蔽、闇バイトへの関与等、反社会的行為等
4. その他、法令に反する行為

：特別委員会の構成は、本連盟規約第26条第2項によるものとする。 以上

# ②対応チャート図（不祥事発生時の対応チャート図）

## 不祥事発生時の対応について

